

○熊本市議会オンライン委員会運営要綱（案）

（令和 . . .）

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市議会委員会条例（平成25年条例第28号。以下「条例」という。）第11条の2第2項の規定に基づき、同条第1項に規定するオンラインによって開催する委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本原則）

第2条 委員長（予算決算委員会に置く分科会にあつては、分科会長。以下同じ。）は、オンライン委員会の開催に当たっては、情報セキュリティ対策を適切に講じるとともに、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分配慮しなければならない。

（オンライン委員会の開催方法）

第3条 オンラインにより委員会への出席を希望する委員は、委員会開催日の前日（当該前日が熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその最も近い休日でない日）の午後1時までに、委員会へのオンライン出席申出書（様式第1号）により委員長に申し出なければならない。

2 委員長は、前項の規定による委員からの申出を受けた場合は、速やかに、オンライン委員会を開催するかどうかを決定するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ議会運営委員会に意見を聴くことができる。

3 委員長は、前項の規定によりオンライン委員会の開催を決定したときは、速やかに、オンライン委員会開催通知書（様式第2号）により所属委員に通知しなければならない。

（開催宣告）

第4条 委員長は、委員会をオンライン委員会として開催する場合は、委員会の冒頭において、その旨、オンラインに

より出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）の氏名及び当該委員会が定足数を満たしている旨を宣告するものとする。

（オンライン環境の確保）

第5条 オンライン出席委員は、できる限り静寂な個室その他これに類する場所（以下「静寂な個室等」という。）から出席するものとし、当該静寂な個室等において、当該委員以外の者を入室させないものとする。

2 オンライン出席委員は、委員会に関係しない映像又は音声が入り込まないようにするものとする。

3 オンライン出席委員は、委員会開催予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好であることの確認を行うものとする。

（配付資料）

第6条 オンライン出席委員は、オンライン委員会において資料の配付を行おうとする場合は、委員会開催日の前日（当該前日が休日に当たるときは、その日前においてその最も近い休日でない日）の午後4時までに、議会事務局に当該資料を提出するものとする。

（発言）

第7条 オンライン出席委員は、発言する際は、パソコン等の通信機器を通じた映像及び音声であることを踏まえて、明瞭かつ聞き取れるように発言するものとする。

（オンライン出席委員の出席の取扱い）

第8条 委員長は、オンライン委員会を開会する直前に、オンライン出席委員が本人であることを確認するものとする。

2 オンライン出席委員について、開会の際に本人確認をした後映像又は音声のいずれか一方の通信手段において送受信ができなくなった場合であっても、もう一方の通信手段により当該オンライン出席委員の映像又は音声が即時に他の委員に伝わり、適時適確な意思表示を委員相互で行うことができるときは、当該オンライン出席委員は、なお引き続き出席しているものとする。

3 オンライン出席委員について、映像及び音声のいずれに

においても送受信ができなくなった場合は、その時から、当該オンライン出席委員は退席したものとみなす。

- 4 前項の規定によりオンライン出席委員が退席したとみなされたことによりオンライン委員会の定足数を満たさなくなった場合は、委員長は、当該オンライン委員会を休憩し、当該退席したとみなされたオンライン出席委員に対し、オンラインの復旧を促すものとする。

（議事整理及び秩序保持）

第9条 委員長及び副委員長（予算決算委員会に置く分科会にあっては、副分科会長。以下同じ。）は、オンライン委員会の円滑な議事運営を図るため、原則として、委員会を招集する場所（以下「委員会室」という。）に出席するものとする。

- 2 委員長が委員会室に出席できないときは、副委員長が委員長の職務を行うものとし、委員長及び副委員長がともに委員会室に出席できないときは、委員会室に出席している年長委員が委員長の職務を行うものとする。
- 3 委員長が、オンライン出席委員に対し、条例第18条の規定による退場の措置をとったときは、委員長は、回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

（オンライン出席委員の採決）

第10条 オンライン出席委員は、挙手採決に当たって、賛成の意思を表明する場合にあっては、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、指先を上にした手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

- 2 委員長は、挙手採決の際、映像の送信ができなくなっているオンライン出席委員がある場合は、当該オンライン出席委員に対し、「賛成」又は「反対」を音声で表明するよう促すものとする。
- 3 オンライン委員会においては、投票による表決及び選挙は行わないものとする。

（委員外議員）

第 1 1 条 オンライン委員会の開催に当たっては、当該オンライン委員会を開催する委員会の委員でない議員は、当該オンライン委員会にオンラインで参加することはできない。
(会議録)

第 1 2 条 オンライン委員会の会議録の作成に当たっては、第 4 条の規定による委員長の発言を記載するとともに、オンライン出席委員及びオンラインによりオンライン委員会に出席する説明員については、会議録における氏名の記載の下に「(オンライン)」と付記するものとする。
(費用弁償)

第 1 3 条 オンライン出席委員には、熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和 2 5 年告示第 3 2 号）第 6 条第 3 項の規定に基づく費用弁償は、支給しない。
(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、オンライン委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年●月●日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

委員会へのオンライン出席申出書

年 月 日

様

委員

氏名

1 開催日

年 月 日 （ ）

2 オンラインにより参加を希望する理由

3 開催時連絡先（電話番号）

4 参加場所（該当するものに○をしてください）

自宅 ・ 事務所 ・ その他（ ）

※本申出書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会開催の目的以外には使用いたしません。

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

オンライン委員会開催通知書

年 月 日

委員会（分科会）委員各位

委員長（分科会長）

熊本市議会委員会条例第 11 条の 2 の規定に基づき、次の委員会
をオンラインにより開催する。

1 委員会（分科会）名

2 日時

年 月 日 （ ）
時